

別表 3

行為の区分		緑化する面積
新たな工場設置	開発行為等 面積が 0.3ha 以上	$A \times 20\%$ 以上
既存工場	開発行為等 面積が 0.3ha 以上	$A \times 10\%$ を目標
店舗・事業所等	開発行為等 面積が 0.3ha 以上	$A \times 3\%$ 以上

※ A : 敷地面積

既存工場 : この指導要領が施行される以前に竣工していた工場

別表 4 (別表 3 の緑化する面積に対する植栽基準)

樹木の植栽基準	
10 m ² 当たり	高木 2 本以上
	低木 6 本以上
	高木 1 本、かつ 低木で 3 本以上